

「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】」の特例受付の開始及び申請期間の延長の実施について

愛知県は、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】」（以下「協力金」という。）の申請を申請期間内に行えなかった事業者のうち、2022年の「1/21～3/6 実施分」を対象に、2022年5月23日（月）から6月22日（水）まで特例で申請を受け付けることとしました。

また、現在受け付けている「3/7～3/21 実施分」について、2022年6月22日（水）まで申請期間の延長を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、パンフレット等において本協力金の売上の対象とならない例として「婚礼に伴う飲食売上」を挙げていましたが、本協力金の売上の対象として取り扱いますので併せてお知らせします。

1 特例受付等の対象となる協力金及び申請期間

(1) 特例受付

対象となる協力金		申請期間
1/21～3/6 実施分	「営業時間短縮要請枠」	2022年5月23日（月）から 6月22日（水）まで

※ 過去に申請をした方は、交付・未交付に関わらず、同じ期間の協力金について、再度申請することはできません（店舗や日数の追加等の修正申請も認められません。）。
なお、婚礼に伴う飲食売上を除外して申請をした方は、この限りではありません。

(2) 申請期間の延長

対象となる協力金		申請期間
3/7～3/21 実施分	「営業時間短縮要請枠」	2022年3月30日（水）から 5月18日（水）まで → 6月22日（水）まで延長

2 特例受付の申請について

(1) 申請方法

以下の3種類の方法で申請できます。

① 電子申請	「申請サポートサイト」で必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方法
② WEB 申請書作成 /郵送申請	Web 上で必要事項を入力して自動作成された申請書を印刷の上、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法
③ 手書き/郵送申請	申請書等の様式に必要事項を記入し、他の提出書類と併せて郵送で提出する方法

(2) 申請サポートサイト (2022年5月18日(水)開設)

交付要件、申請方法の御案内のほか、電子申請、Web 上での申請書作成、支給額の試算、申請書等の様式のダウンロードなどが行えます。

<愛知県感染防止対策協力金「申請サポートサイト」>

以下の URL にアクセスしてください。

- ・1/21～3/6 実施分

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0121>

※ 電子申請、Web 上での申請書作成、支給額の試算は、5月23日(月)から御利用いただけます。

※ 「3/7～3/21 実施分」の協力金の「申請サポートサイト」は既存の Web ページを御利用ください。

[URL] <https://jitan.aichi-kyouryokukin.com/0307>

(3) 申請書の入手方法

特例受付の申請書等の様式は、以前に配布したパンフレット(申請書)をそのままお使いいただくことができます。また、「申請サポートサイト」からのダウンロード、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所等の窓口でも入手できます。

(4) 郵送申請について

申請書に必要事項を記入の上、必要な書類一式を、レターパックや簡易書留など必ず郵便物を追跡できる方法で、次の送付先まで郵送してください。また、提出時は必ず控えをとり保管してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手渡しでの申請は受け付けていませんので御了承ください。

<送付先> 〒460-8780 名古屋市中区栄

愛知県感染防止対策協力金事務局 宛て

(5) 申請に必要な書類

提出書類一覧		過去に実施した協力金の申請実績あり	初めて申請
① 申請書	■ 交付申請書兼請求書	●	●
	■ 交付申請書兼請求書 別紙 (対象となる店舗が1店舗の場合は不要)	○	○
	■ 店舗別申請額計算書	●	●
② 誓約書	■ 誓約書	●	●
③ 営業活動を行っていることが分かる書類	■ 飲食店営業許可書(証)又は喫茶店営業許可書(証)の写し	省略可※	●
	■ 店舗の内観・外観、メニュー表の写真	●	●
	■ 売上帳等の帳簿の写し ・2021年11月～2022年1月(売上高減少方式を選択した場合は、2021年11月～2022年3月)における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの	●	●
	■ 売上帳等の帳簿の写し ・参照月(2019年、2020年又は2021年の1～3月)における店舗ごとの飲食事業の売上高が分かるもの	★	★
④ 要請に応じたことが分かる書類	■ 営業時間短縮(休業を含む)を周知していることが分かる資料	●	●
	■ 従前の営業時間が分かる資料	●	●
	■ 酒類の提供の取り止め又は提供時間の短縮を周知していることがわかる資料 (元から酒類の提供を行っていない場合は不要)	○	○
	■ あいスタ認証店の認証ステッカー又は「安全・安心宣言施設」のPRステッカーとポスターの掲示状況が分かる写真	●	●
⑤ 営業活動及び総売上高が分かる書類	■ 確定申告書の写し(参照月を含む年度のもの)	★	●
⑥ 本人確認書類	■ 代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの)又はマイナンバーカード(表面)の写し	省略可※	●
⑦ 振込先口座が分かる書類	■ 申請書に記入した口座の通帳の写し	省略可※	●

● : 必要書類

○ : 対象であれば提出が必要

★ : 必要書類のうち、売上高方式の下限額での申請の場合は省略可能とするもの

省略可※ : 過去の申請で提出した書類と記載事項に変更がある場合は提出が必要

3 協力金の交付について

審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

交付の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動する可能性があります。

4 「婚礼に伴う飲食売上」について

パンフレットやウェブサイト（よくある質問、申請サポートサイト）において「本協力金の対象とならない売上の例」として「婚礼に伴う飲食売上」を記載していましたが、本協力金の売上の対象として取り扱います。

なお、既に「婚礼に伴う飲食売上」を除外して申請をされた方につきましては、協力金専用コールセンターまでお問合せください。個別に対応方法を御案内します。

5 問合せ先

協力金専用コールセンターで問合せを受け付けます。

電話番号：052-228-7310

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）